

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 第2期中期目標・計画（案）の概要

事務及び事業の見直し

研究課題・テーマの選定、研究成果の評価	目標・計画
<p>○労働災害の防止等の課題に的確に対応するため、実際の労働現場に研究者自らがより積極的に足を運び、現場の抱える課題や問題点、職場環境を見聞し、労災の臨床例、業務上疾病例なども活用して、研究課題・テーマの選定に的確に反映</p>	<p>○労働現場における労働災害防止に必要な科学技術的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施する。</p> <p>○研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境を把握</p> <p>○関係機関から労災の臨床例、業務上疾病例等も積極的に入手</p>
<p>○研究成果については、労働安全衛生関係法令等への反映度合い、労働災害の減少度合いなどについて厚生労働省と連携しつつ具体的な数値で目標を示し、その達成度を厳格に評価</p> <p>○プロジェクト研究の評価に当たっては、安衛研の貢献度を明らかにし、厳格に評価</p>	<p>○研究成果の評価にあたっては、研究内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価する。</p> <p>○プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。</p> <p>○プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査による評価を新たに実施する。</p> <p>○他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価する。</p>

プロジェクト研究への重点化等	目標・計画
<p>○研究成果の労働安全衛生関係法令や各種基準への反映により、労働災害の防止等に役立つよう、基盤的研究は必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層の重点化</p>	<p>○労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図る。 ○基盤的研究について、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討する。 ○厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施する。</p>
<p>○他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討</p>	<p>○内部及び外部評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行う。 ○研究所としての研究展開の将来ビジョンに対応した戦略的な研究協力の在り方について検討した上で、他の法人、大学等との連携、共同研究を一層促進する。</p>
<p>○安衛研の研究成果及びその社会的意義や貢献度については積極的にPR</p>	<p>○調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。</p>
自己収入の拡大	目標・計画
<p>○競争的研究資金の獲得額の向上に向け、目標を設定して取り組むとともに、研究施設・設備の有償貸与等を実施</p>	<p>○競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究員が競争的研究資金に応募を積極的に行う、役員自らが業界団体や企業等に働きかけるなど、研究資金の3分の1以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努める。</p>
化学物質の有害性調査の実施	目標・計画
<p>(省内事業仕分け改革案(中央労働災害防止協会)) ○日本バイオアッセイ研究センターが実施している事業については、労働安全衛生総合研究所へ移管</p>	<p>○中期目標期間中に、化学物質の有害性の調査の実施体制について検討する。 ○上記検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進める。</p>

業務全般に関する見直し

効率化目標の設定、給与水準の適正化等	目標・計画
<p>○一般管理費及び事業費について、これまでの実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定</p>	<p>○一般管理費（人件費を除く）について、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として15%程度削減する。 ○事業費（人件費を除く）について、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%程度削減する。</p>
<p>○給与水準については、国家公務員の水準を考慮し、役職員の給与の在り方について検証したうえで目標水準・期限を設定し、計画的に取り組む ○総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す</p>	<p>○給与水準については、役職員の給与の在り方について厳しく検証した上で目標水準・期限を設定し、計画的に取り組み、公表する。 ○総人件費については、平成18年度からの5年間で平成17年度を基準として5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成23年度まで継続。また、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。</p>
契約の点検・見直し	目標・計画
<p>○契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施し、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る</p>	<p>○契約について、原則として一般競争入札等によるものとし、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進する。</p>
保有資産の見直し等	目標・計画
<p>○保有資産については、その保有の必要性について不断に見直しを行う ○法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証</p>	<p>○資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、必要な措置を講ずる。</p>
<p>○特許権については、保有する目的を明確にし、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図る</p>	<p>○特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずる。</p>